

# 院政期平安貴族の教育における社会的基盤

杉 本 理\*

A Study of Aristocrat's Education in Social Base during  
Insei Period

Osamu SUGIMOTO\*

## はじめに

本論の目的は、院政期平安貴族が家庭教育を行うにあたり、どのような社会的基盤が存在したのかという課題の解明にある。

従来、教育史では、日本古代貴族社会における教育について、大学寮などの「学制」の制度的解明に重点が置かれて研究が進められてきた<sup>1)</sup>。他方、平安貴族の「家」における教育をめぐつては、不明な点が多いことも事実である。なかでも古代から中世へと大きく転換する院政時代において、平安貴族社会の家庭教育やそれを可能とした社会的基盤を明らかにすることは、大きな研究的意義をもつものと考えられる。

以前、別稿において、院政期の平安貴族藤原宗忠を取り上げ、彼の「家」における家庭教育の内容について検討を加えた<sup>2)</sup>。検討の結果、平安貴族の家庭教育では、「家」の維持発展を図る上で、必要不可欠な有職故実等の知識習得が主眼とされた事実を明らかにした。本稿では、そこで得られた研究成果を踏まえつつ、かかる家庭教育を可能とした平安貴族の教育における社会的基盤について検討したい。

## 1 院政期平安貴族の教育の社会的基盤

本章では、平安貴族の家庭教育において、その教育の主目的である有職故実の習得を教える側、すなわちその親が、家庭教育のためにいかにしてその有職故実の知識を集積していったのか、という点を課題として設定したい。その課題にせまるため、院政期の貴族藤原宗忠を事例として、集積を可能とした当該期の貴族の社会的ネットワークに焦点をあてて検証してみたい。

院政期の貴族藤原宗忠が、貴族社会内部において構築したネットワークについては以前別稿で

---

\* 本学非常勤講師

考察を試みたことがある<sup>3)</sup>。その研究成果とその後得られた知見を踏まえ、宗忠のネットワークをめぐり、「家」の教育という視点から検討してみたい。藤原宗忠の社会的結びつきは、血縁関係を媒介として、官僚的タテ社会的なつながりではなく、各貴族相互間のヨコのネットワークで結ばれていた点に大きな特色がある。このように構築された宗忠のヨコのネットワークが、宗忠「家」の家庭教育を行うのに必要な有職故実の集積にあたり、どのように機能したのかという点から、以下検証してみたい。

検証作業に入る前に、藤原宗忠という人物を理解するために、彼の官歴を確認しておきたい。宗忠は、康平五年（1062）京都生まれ、父は大納言藤原宗俊、母は文章博士藤原実綱の娘。永保3年（1083）21才で近衛少将に任官、嘉保元年（1094）右中弁、承徳2年（1098）右大弁藏人頭に任官を経て、翌康和元年に38才で参議となり、公卿の仲間入りを果たしている。これ以後公卿の一員として活躍し、天承元年（1131）に内大臣、保延2年（1136）に極官の右大臣に就任し、同7年80才で死去している。

では、藤原宗忠が、彼の社会的結びつきを通じて、平安貴族に必要不可欠な有職故実を習得したのか、「師匠」の一人藤原通俊を挙げて検証してみたい。

次に掲げる史料は、藤原宗忠が、彼の社会的結びつきの中核に位置した小野宮流藤原氏の藤原通俊から、有職故実を教授されることを示すものである<sup>4)</sup>。

今朝行向新中納言之宅〈通俊卿〉尋習弁官事、彼卿從本有芳心之上、早出自尚書、近昇於納言、仍於思吉例、為師匠也<sup>5)</sup>、

この記事は、宗忠が嘉保元年に右中弁に任官した時期のものである。この史料からは、彼が「新中納言」=藤原通俊宅を訪問し、弁官就任にあたり通俊よりその職務遂行に必要な有職故実を教示してもらおうとしていることを理解できよう。宗忠は、自分のもつネットワークを生かし、小野宮一門であり、自分同様「尚書」（弁官の別称）となり、その後公卿（「納言」）在職の通俊を、有職故実の「師匠」としていることが分かるのである。

以後、藤原宗忠は、藤原通俊より有職故実の教育を隨時受けていくことになるのである。例えばある日は、「早旦為習官奏事、行向新中納言通許、清談數剗」<sup>6)</sup>というように、早朝に「官奏」と呼ばれる、太政官が天皇の裁定を仰ぐ儀礼の内容を習得するため、通俊宅を訪れて数時間学習しているのである。

ここまで、藤原通俊を事例として、藤原宗忠が、「家」を維持するために必要不可欠な有職故実の集積が具体的にどのような過程で習得されてきたかを明らかにしたように思う。平安貴族において、このようにして習得された有職故実の詳細は、貴族の日記に記載・集積されていくのである。さらに平安貴族は、ここに集積された膨大な有職故実の情報を隨時必要に応じて取り出す便宜を図るため、儀礼などの情報項目ごとに分類した「部類記」を作成したのである<sup>7)</sup>。

藤原宗忠は、保安元年（1120）において、自らの日記『中右記』の部類記を作成しているのである。宗忠は、部類記の作成目的として、「是只四位少将宗、若遂奉公之志者、公事所抄出也」<sup>8)</sup>とあるように、この部類記が、長男の「四位少将」=藤原宗能の職務遂行に必要な有職故実の集積成果であることは明確であるといえよう。

このように、藤原宗忠が、自らの社会的ネットワークを活用し、例えば藤原通俊などの人物を通じて有職故実を教授され、あるいは自らの日記に記録されていくのである。さらに、日記に集

積された膨大な有職故実は、「部類記」に編集されて、やがて長男宗能が有職故実の家庭教育を受ける際の教材として活用されていくのである。

以上のような検証成果から次のようなことが言えるであろう。すなわち、院政期の各平安貴族の家庭教育において、血縁関係を媒介として形成された貴族相互間のネットワークが、家庭教育を可能とするための社会的基盤として機能したことは明らかであろう。

次章では、本来タテの官僚的社会的秩序で形成されている貴族社会において、なぜヨコのネットワークのような社会的基盤が形成されたのか、こうした社会的基盤の裏づけとなる理念という問題について、検討してみたいと思う。

## 2 家庭教育の社会的基盤の理念的裏づけ

本章では貴族社会の家庭教育を支えた社会的基盤を裏付けるその理念について、当該期の史料に散見する「傍輩」に注目して、以下検討したい。

その「傍輩」については、すでに笠松宏至氏の論考がある<sup>9)</sup>。氏によれば、「傍輩」の本質は、絶対的な予め与えられた条件により形成された「友人」関係であり、第一に、「傍輩」を一つの集団として結びつける上位者がいること、第二に、「傍輩」相互間の精神的緊張の場に用法が慣用化される、という二点の特徴が用例上に存在すると論述されている<sup>10)</sup>。さらに氏は、「傍輩」というヨコの理念を共有する集団の一つとして、貴族社会の存在をあげておられる。しかし、本来、タテ社会である貴族社会にヨコの理念「傍輩」が生れた理由について、氏は官司それ自体の変質と述べるにとどまっておられる<sup>11)</sup>。

ちなみに、この「傍輩」と同義の言葉としては、「等倫」「等輩」などがある<sup>12)</sup>。

「傍輩」の貴族社会における早い時期の用例は、笠松氏もあげておられるが、藤原明衡の『雲州消息』に、「大廈之勤已軼傍輩」と見える記述であろう<sup>13)</sup>。さらに、年代の明確な用例として古記録では、藤原実資の『小右記』寛弘2年（1005）7月17日条を初見に他二例や、藤原資房の『春記』長暦3年（1039）10月7日条に見える他、『朝野群載』所収の延久3年（1071）正月26日付の「中原資行申文」がある<sup>14)</sup>。

この申文によれば、前坊属中原資行が、二寮允への補任を希望し、自らの功労を列举した上で、「抑資行数年居其職。一日不懈緩。毎見傍輩之昇進。唯歎一身之沉滯」と述べている。この中原資行の申文からは、笠松氏が述べる「労功を等しくすれば、必ず同等の待遇をもって遇されるべきであって、不当に超越されることを許さない。」<sup>15)</sup>とまでは断言できないものの、少なくとも「傍輩」と史料上表記されるところのヨコの理念を読み取ることは可能であろう。また笠松氏の論考は、主として中世を中心にして論じておられる。しかしながら、平安貴族社会において、「傍輩」の用例が、『小右記』の前述の初見記事以降、特に院政期の貴族社会で「傍輩」の用例を多くの古記録などに見出すことができるるのである。このことは、「傍輩」をめぐり、貴族社会特有の社会的状況が存在していたと考えるのが妥当であろう。かかる問題の所在に基づき、『朝野群載』所収の「中原資行申文」から検討してみたい。

中原資行は、正六位・属という官位・官職が示す通り、地下官人の階層の人物である。いわば、下家司といった実務官人の系譜に連なる集団の一員とみてよいであろう<sup>16)</sup>。

「傍輩」という理念化された言葉が、こうした中原氏などの地下官人層の社会集団において、広く受け容れられていたのかどうかということについて、さらに検討を進めてみたい。

以下に掲げる数点の申文は、平信範の日記『兵範記』に含まれる紙背文書の中にある「官職申文」と呼ばれるもので、吉田早苗氏により紹介されたものである<sup>17)</sup>。

先ず最初に取り上げる申文は、仁安2年（1167）12月11日付けの「正六位上主膳正中原俊康申文」である。この申文によれば、俊康は、主膳正と成業の功労による民部丞任官を希望している。この申文では、歴代民部丞の内、成業の経験者を列挙した上で、右に掲げるような論旨を展開している。

每見傍輩之昇進、独愁後群之晚口、抽任之処、何無哀憐哉、望請 天恩、因准先例、依口業勞、被拝任件等官者、〔下略〕<sup>18)</sup>。

この中原俊康の申文からは、民部丞任官にふさわしい功労のある自分が、「傍輩」と同等の待遇を受けることなく、「傍輩」から超越される理不尽を訴える感情が良く伝わる内容の申文である。しかしながら、中原俊康の任官の希望は叶えられず、この仁安2年秋の除目では、民部丞には藤原頼成が補任されている<sup>19)</sup>。

中原俊康の申文からは、院政期の貴族社会において、不当に超越されることを許さない平等な社会集団という、「傍輩」の理念が存在していた事実を確認することができる。

次に取り上げる申文は、仁安3年（1168）正月13日付けの「正六位上中原広兼申文」である。広兼は、この申文の中で内舎人への還任を希望し、過去の彼の内舎人出仕を掲げて、この奉公の功労に基づくと同時に、さらに

去永万二年正月除目、拝任当職口後、云行幸供奉、云臨時焼亡之參、勝傍輩有勤匪懈口公事等不違毛拳、依何事過怠、可被停任所職、〔下略〕<sup>20)</sup>。

と、示した通り、内舎人の職にあって、「傍輩」に勝る奉公をしていたにも関わらず、何ゆえに停任されたのか、その理由が不明であることを訴え、内舎人還任を求める趣旨の申文である。

この中原広兼の申文からも、前出の中原俊康の申文と同様、「傍輩」という平等な社会集団という、いわゆるヨコの理念を共有していたことが理解できるのである。さらに検証を進めると、仁安3年12月7日付けの「正六位上藏人所衆中原仲景申文」においても、仲景が、宮内丞任官を希望する論旨を展開する中で、「殊功之甚傍輩無双」<sup>21)</sup>と主張しているのである。

ここまで検証した申文の事例からもわかるように、院政期貴族社会においては、地下官人層の実務官人の社会集団の中で、「傍輩」という社会理念を共通の認識にもっていた事実が明らかになつたようだ。

次に、かかる「傍輩」の理念が、公卿や殿上人といった上級貴族層の間で成立していたのか否かについて検討してみたい。

左の史料は、源師時の『長秋記』大治五年（1130）9月14日条である。この記事は、藤原宗忠が『長秋記』の記主源師時との間で、宗忠の長男宗能の昇進をめぐり意見交換した際の記事である。

〔前略〕故大納言上四九日法事也、先之中宮大夫坐、〔中略〕又密語云、長男宗能朝臣中将任日位階年齒勝傍輩、而可被超越之由有風聞、兼歎如春胸、奏此旨事如何、予教云、臨除日期、以消息申文付頭弁可令奏給、更不可有他事、成此望事不可秘事欵、納言許諾、〔下略〕<sup>22)</sup>

この記事に登場するのは、「故大納言」が藤原宗忠の父宗俊、「故大納言上」が宗俊の後室源俊房女であり、「中宮大夫」「納言」とは藤原宗忠のことである。なお、源俊房の息子が源師時である。したがって、「故大納言上」(藤原宗俊後室)と師時は姉弟関係にあたり、彼女の四九日法要に出席した師時が、宗忠と会った際の記事ということになる。

右に示した記事の中で、藤原宗忠は、長男宗能が位階・任日・年歿のどの条件を見ても「傍輩」に勝る昇進の資格を持つにも関わらず、「超越」される噂があることについて、法事という場を利用して、上奏するという手段の有無も含めて、その対応策を源師時に相談しているのである<sup>23)</sup>。宗忠の相談に対して、師時は、〔京官〕除目の時期に申文により、頭弁を通じてその趣旨を上奏すべき旨の助言を与えていていることが理解できる。

この史料において、先ず重視したい事実は、「傍輩」の用法の文脈中において、「超越」が語られている点である。次に注目したいのは、院政期の貴族社会の「傍輩」は、任日・位階・年歿という条件の下で成立していた理念であったという事実であろう。藤原宗能は、上述のいずれの条件に照らし合せても、「傍輩」に勝る人物であり、したがって、しかるべき待遇(昇進)を受けることは当然であり、まして下属者に先を越される「超越」は論外、というのが、藤原宗忠の展開する論理であったとみてよからう。さらに、「傍輩」の同僚に「超越」される不公平な人事について、地下官人層が、除目の際の申文のみでしか主張するルートがないということに対して、宗忠のような上級貴族は、任命権者に直接上奏するという手段が存在していた事実は重要であろう。

「傍輩」という理念が、この『長秋記』に見える「傍輩」の記事以外にも、藤原宗忠が、日記『中右記』の中で、「勝傍輩」という表現を用いて記録している事実からも傍証できるように、上級貴族の間でも成立していたことが確認できるのである<sup>24)</sup>。

次に、さらに論を進めて、こうした上級貴族が、その集団の中で「傍輩」の理念を認識し共有する中で、この理念に基づいていかなる行動をとったのかという問題について検討してみたい。一連の検証を通じて、「傍輩」の理念が、上級貴族の行動様式の一つとして貴族社会の中で重要な社会的機能を果たしていたことを明らかにできると考えるからである。

左に掲げる史料は、藤原忠親の『山槐記』仁安2年(1167)2月11日条である。この記事は、記主忠親が権中納言に補任された際のものである。

頭大宮權亮実綱朝臣起殿下御前、來予前日、汝已任中納言了者、此事全不存、為宰相中將為參議任日第一、奉公勝傍輩、旁雖得其理、近年以來頻被加數輩之上臘、仍只仏神之冥助、更不出所望、今浴朝恩、感應之至也、<sup>25)</sup>

この記事では、藏人頭藤原実綱が、摂政殿下の藤原基房の言葉を取り次ぎ、藤原忠親に権中納言補任を告げた時の忠親の感懷が記録されている。この感懷によれば、忠親が、任日や仕事ぶりで「傍輩」に勝るという「理」があるにもかかわらず、「超越」されていたということ。「傍輩」に不当に先を越されていた忠親が次にとった行動が、仏神の助けを仰ぐというものであったことが、右の史料から理解できよう。仏神が、こうした行動に感應し中納言に補任されたというよう記主忠親は考えて記述したのである。

では、藤原忠親は、仏神の冥助を得るために、具体的にどのような作善を行ったのであろうか。次に掲げる同じ日記仁安2年2月11日条の中で、作善の内容を記述しているのである。

自去年於南円堂、令転読不空羈索經、於春日御社令講讀唯識論、是皆毎月七ヶ日令勤行也、又自去年詣北野廟、殊所祈請申也、靈驗炳焉。<sup>26)</sup>

とある記事からもわかるように、藤原忠親は、仁安元年より毎月7か日の間、興福寺南円堂での『不空羈索經』の転読と春日社での『成唯識論』講讀を行う一方、北野社への祈請をしていたのである。

藤原忠親の一連の活動の目的が、公卿の世界における官途昇進であることは自明であろう。しかしながら、ここで注目しなければならないのは、藤原忠親のこの活動の基盤にある認識として、同等の待遇を受けるべきはずが超越された「傍輩」の理念が存在していたという事実である。「傍輩」の理念が、上級貴族の間で行動様式の基盤の一つであったことは重視すべきであろう。

以上の検証成果からは、院政期貴族社会において、その家庭教育を支えた社会的基盤としての各貴族のネットワークを裏付けた理念として、「傍輩」の理念が成立していたことは明らかであろう。こうした「傍輩」の理念を根拠として、貴族相互間のヨコの社会的つながりが可能となつたのである。

さらに、院政期貴族社会において、こうした「傍輩」の理念が成立した社会的背景の問題について、次章では考えてみたい。

### 3 「傍輩」成立の社会的背景

本章では、院政期貴族社会において、「傍輩」の理念が成立した社会的背景について、以下検討してみたい。

玉井力氏によれば、当該期の貴族社会の再編成は、前代に摂関家主導で形成された社会秩序をめぐり、院を中心とする形態で拡大・再編したもので、家格という表現をとるとされた<sup>27)</sup>。

玉井氏の研究成果を踏まえ、白根靖大氏は、院政支配と殿上への昇殿制との関わりを論じ、院昇殿制の制度化を通じて、院を頂点とする主従構成が編成されることの歴史的意義を強調された<sup>28)</sup>。他方、王朝国家論の立場から、昇殿制を編成原理として意義付けた今正秀氏の論考にも注目しなければならないであろう<sup>29)</sup>。

では、先行研究の成果を踏まえるならば、院政期の貴族社会が、家格や家業、あるいは院昇殿制を基軸に大きく再編されていく状況と、「傍輩」の理念とは、その理念の成立をめぐりいかなる関係にあったのであろうか。

如上の問題を議論する前提として、家格として表現される当該期の貴族社会の再編について、史料から確認しておきたい。

次に掲げる史料は、毎年四月の賀茂祭の際に、恒例となっていた摂関家賀茂詣について、嘉保元年〔1094〕の時における藤原宗忠の『中右記』の記事である。

依例有御賀茂詣、大殿並閑白殿共令參詣給、去寛仁元年例者（中略）前駆諸大夫卅人、多是大殿家司職事云々地下公達五六輩、候大殿北面人々也殿上人二十人、頭中将宗通朝臣〔中略〕次公卿之車、民部卿経・藤中納言・中宮大夫師・右大將雅、〔下略〕<sup>30)</sup>

とあるように、公卿・殿上人・地下公達・諸大夫と分けられて記録されて、賀茂社参詣の様子が記録されている。寛仁元年の先例に準拠し、「大殿」 = 藤原師実、「殿下」 = 藤原師通が参詣し

ていることがわかる。ここでは、諸大夫や地下公達のいずれも、藤原師実の家政機関に帰属している事実に注目したい。

この『中右記』の記事からは、嘉保元年の段階で、昇殿制を機軸として家格による貴族社会の階層が成立していたことが読み取れるのである。こうした公卿〔上達部〕・殿上人・地下公達・諸大夫・地下官人と区分された貴族社会の階層は、後に摂家・清華・羽林・名家と呼称する中世貴族社会の家格へと編成が進むのである<sup>31)</sup>

院政期の貴族社会における家格の形成が、当該期の貴族社会の構成員たる貴族の社会意識にどのように反映されていくのであろうか。この問題について検証してみたい。

次に示す史料は、藤原忠実の言談を中原師元が筆録した『中外抄』上-五一にみえる記事である。

康治二年四月十八日。夜、為義参入す。条々の仰せ、師元申し次しんぬ。その次に仰せ云はく、為義のごときは、強ちに廷尉に執すべからざるなり。天下の固めにて候へば、時々出て来たりて受領などに任すべきなり<sup>32)</sup>。

これによれば、摂関家という貴族社会の最高の家柄にある藤原忠実が、源為義の廷尉任官をめぐり、為義の家柄に不相応なものとして、不快感を表明したものと理解できよう。この史料からは、ある特定の階層に帰属する人物（ここでは為義）が、その階層にふさわしくない官職（ここでは廷尉）に補任された際、藤原忠実が示したような不快感が社会内部で生まれるという事実を示すものといえよう。

こうした社会意識が、藤原忠実個人のパーソナリティゆえに生まれたものではなく、当該期の社会意識であることを示したのが、次に掲げる藤原宗忠の『中右記』天仁元年（1108）正月24日条に見える平正盛但馬守補任の際の記事である。

今夜除目之中、以因幡守正盛遷任但馬守、並以男為康任右衛門尉、以平盛良任左兵衛尉是追討惡人義親之賞也、彼身雖未上洛、先有此賞也、件賞雖可然、正盛最下品者、被任第一国、依殊寵者歟、凡不可陳左右、候院辺人天之幸人歟、<sup>33)</sup>

とある通り、平正盛と息子の盛康・盛良が、源義親追討の功労によりその賞として補任任官されたことを記録したものである。藤原宗忠は、この補任に対する感想を述べている。

宗忠は、この中で平正盛の但馬守任官をめぐり、「最下品」の正盛が第一国の但馬守就任した事実への驚きを隠すことなく記録しているのである。宗忠は、白河上皇の平正盛への寵愛を、皮肉をこめて日記に記録していることが理解できよう。

ここで注目したいのは、藤原宗忠が日記に記録した「最下品」という言葉である。最下品とは侍品の家柄、先に述べた貴族社会の階層でいえば、地下官人に属する家柄を意味している。藤原宗忠は、前述の藤原忠実と同様、最下品の家柄の平正盛がその家柄に不相応の但馬守に任官したことを非難し、問題視しているのである。前節であきらかにしたように、藤原宗忠は、「傍輩」という平等意識に結ばれたヨコの理念を認識していたことは言うまでもない。しかしながら、宗忠が、平正盛を「傍輩」と認識していたとは、『中右記』を読む限りではかんがえられないであろう。

この平正盛但馬守任官の除目と、それに対する藤原宗忠の批判の記事は、「傍輩」成立の社会的背景を考える上で重要な史料といえよう。そこで、本稿では、「傍輩」と除目との関連を視野に入れながら、「傍輩」成立の社会的背景について、さらに検討を進めてみたい。

次に掲げる史料は、「傍輩」と除目との関連について言及した藤原経房の日記『吉記』養和元年（1181）6月5日条である。

及申剋被仰出云、藏人頭事、清通朝臣申為上臘之由、若被超下臘者可叙三品云々、器量涯分  
次、近則雅長卿有此恩、尤可然次、泰通朝臣申中將任日上臘也、又奉公勝傍輩  
之由申之、尤可然之由思食、<sup>34)</sup>

この記事は、養和元年6月に後白河上皇と、当時藏人頭に在職していた藤原経房との間で、経房の後任の藏人頭をめぐる人事についての意見交換を記録したものである。この記事において、後白河上皇は藤原清通を適任者として示している。これに対して、経房は、近衛中将の任日が上臘であり、勤務状況を勘案しても適任であると意見具申している。後白河上皇が、この経房の意見に同意していることが、右の史料からはうかがうことができるであろう。

この日記からは、当時の貴族社会の社会通念として、官職昇進に際して、任官の上臘と勤務状況が揃う人物が、平等な「傍輩」の貴族の中から任官される必然性を具有するとみなされていたと理解することができる。

ここまで見てきた「傍輩」の用例が、前述の『兵範記紙背文書』の官職申文を始めとして、『長秋記』『吉記』『山槐記』などの主要な貴族の日記を検証しても、いずれも除目という場で展開されるか、その関連の文脈の中に登場している事実に注目したい。

このことは、笠松宏至氏が指摘した「傍輩」の特徴、すなわち「傍輩」相互間の精神的緊張の場に用例が慣用化するという特徴が、貴族社会の場合は除目という場であったと考えられるのである。院政期の貴族社会では、本来帰属する共通の社会で対等であることを前提にした上で、「奉公」という行為で優位性を主張したところに、貴族社会の「傍輩」の理念の特質があつたということを指摘しておきたい。加えて、その優位性を主張する場が、除目であったといえよう。

院政期の貴族社会において、こうした特質をもつ「傍輩」の理念が成立した背景には、どのようなものが想定できるのであろうか。

社会的背景として想定できうるのが、貴族社会の再編成のもとで形成されてきた、公卿〔上達部〕—殿上人—地下公達—諸大夫—地下官人という家格の存在であろう。前叙のように、藤原宗忠は、「傍輩」の理念を認識していたことは間違いない。しかしながら、平正盛の但馬守任官をめぐる宗忠の言説を見る限りでは、宗忠が正盛を対等な「傍輩」という認識をもっていないことは明白である。この事実は、「傍輩」の理念が、公卿〔上達部〕や諸大夫という帰属する同一の社会階層でのみ共有されていたことを示すものといえるであろう。当該期の貴族社会において成立した「傍輩」理念が、貴族や官人の間で帰属する家格の中で有効に機能した社会理念であるといえよう。院政期貴族社会において成立した「傍輩」には、当該期貴族社会特有の社会的背景が存在したのである。

## おわりに

本稿では、院政期貴族社会において、各貴族の家庭教育を可能としたその社会的基盤に注目して考察した次第である。論旨が多岐にわたったため、おわりにあたり、検討成果を整理しておきたい。

第1章では、藤原宗忠を事例として取り上げ、家庭教育の主目的である有職故実を子どもに教

授するに際して、父宗忠がどのようにしてその有職故実を習得したのかという問題を検討した。その検討成果によれば、彼自身の貴族相互間の社会的ネットワークを活用し有職故実を習得したこと。こうした社会的基盤のもとで集積された有職故実が、彼の日記に膨大な情報として集積され、さらにこうした集積を分類した部類記が子どもの教材として活用されたことを明らかにしたように思う。

第2章では、家庭教育を可能とした社会的基盤としての貴族相互間のネットワーク自体が、どのような社会的理念の裏づけのもとに存在したのかを検討した。その検証成果によれば、ヨコの理念＝「傍輩」が、院政期貴族社会全般にわたり成立していたことを解明したように思う。

第3章では、さらに、こうした教育の社会的基盤とそれを支えた「傍輩」というヨコの理念が成立した社会的背景を考察した。その成果によれば、院政期貴族社会において成立した「家格」を想定することができることを明らかにした。さらには、「傍輩」は帰属する「家格」の同一階層の範囲で成立したものと考えられるとの推論を導きだしたのである。

以上のように、貴族社会の家庭教育を支えた社会的基盤をめぐり、そこには、院政期貴族社会特有の社会的理念と背景が存在しているという事実を強調しておきたい。

今回は、検討できなかつた鎌倉時代の貴族社会の家庭教育とその社会的基盤をめぐっては、今後の課題として擱筆したい。

## 参考文献

- 1) 桃裕行『上代学制の研究』(吉川弘文館、1983年)、名倉英三郎『日本教育史』(八千代出版、1984年)
- 2) 杉本理「院政期平安貴族の家庭教育について」(『大阪電気通信大学人間科学研究』第3号、2001年)
- 3) 杉本理「院政期貴族社会のネットワークについて—藤原宗忠と他の貴族間の交流を中心に—」(『古代文化』第51巻第10号、1999年)
- 4) 院政期の小野宮流藤原氏については、元木泰雄『院政期政治史研究』(思文閣出版、1996年)に詳しい。
- 5) 『中右記』嘉保元年(1094) 6月22日条(大日本古記録所収)
- 6) 『中右記』嘉保元年9月3日条(大日本古記録所収)
- 7) 橋本義彦「部類記」について(同『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、1976年)、松蔭斎『日記の家—中世国家の記録組織—』(吉川弘文館、1997年)
- 8) 『中右記』保安元年(1120) 6月17日条(増補史料大成所収)
- 9) 笠松宏至「中世の『傍輩』」(同『法と言葉の中世史』平凡社、1984年)
- 10) 註(9) 笠松前掲書、10~15頁。
- 11) 註(9) 笠松前掲書、18~19頁。
- 12) 例えば、「等倫」は「修理職請奏」(吉田早苗「『兵範記』紙背文書にみえる官職申文〔中〕」80号文書)〈『東京大学史料編纂所報』第24号、1989年〉、「等輩」は『玉葉』文治元年3月30日条にみえる。
- 13) 『群書類従』第九輯、消息部
- 14) 『小右記』寛弘2年7月17日条・寛仁3年8月3日条・治安3年5月7日条〔大日本古記録〕、『春記』長暦3年10月7日条(増補史料大成)、「朝野群載」第九、功勞(『新訂増補国史大系』第29巻上)。中でも『小右記』治安3年5月7日条の記事は、「為廷尉之間其勤勝傍輩」という内容で、貴族社会内の官人勤務評価を記している。院政期の「傍輩」の用例と同内容であるところに注目したい。
- 15) 註(9) 笠松前掲書、18頁。
- 16) 中原俊章『中世公家と地下官人』(吉川弘文館、1989年)

- 17) 吉田早苗「京都大学付属図書館所蔵『兵範記』紙背文書にみられる申文」(『東京大学史料編纂所報』14号、1979年、以下吉田A)、同「『兵範記』紙背文書にみえる官職申文」(上)(中)(『東京大学史料編纂所報』23号・24号、1988年・1989年、以下吉田B・C)、同「『兵範記』紙背文書にみえる官職申文」(下)(『東京大学史料編纂所研究紀要』第1号、1990年、以下吉田D)
- 18) 註(17)前掲吉田B、53号文書
- 19) 『兵範記』仁安2年12月13日条(増補史料大成所収)
- 20) 註(17)前掲吉田C、98号文書
- 21) 註(17)前掲吉田D、145号文書
- 22) 『長秋記』大治5年9月14日条(増補史料大成所収)、なお『長秋記』のこの記事内容に関して、藤原宗忠の『中右記』同年同月同日条(増補史料大成所収)では、「今日土御門殿四十九日也、仍行向雲林院」との記述はあるものの、長男宗能の昇進をめぐる源師時との会話をめぐっては、「皇后宮權大夫師時被來」と記録するのみで、内容の詳細は言及していない。
- 23) 貴族社会における「超越」の問題は、百瀬今朝雄「超越について」(同『弘安書札礼の研究』東京大学出版会、2000年)に詳しい。
- 24) 藤原宗忠の『中右記』においても、承徳元年11月28日条(大日本古記録)の藤原友実卒伝に「才智之聞頗勝傍輩」とあり、また天永2年9月18日条(増補史料大成)の藤原敦宗卒伝に「材智頗勝傍輩」と記録されていることからも、上級貴族の間で、「傍輩」の理念が成立していたことは明らかであろう。
- 25) (26)『山槐記』仁安2年2月11日条(増補史料大成所収)。
- 26) 玉井力「院政支配と貴族官人層」(同『平安時代の貴族と天皇』岩波書店、2000年)
- 27) 白根靖大「院政と昇殿制」(同『中世王朝社会と院政』(吉川弘文館、2000年)
- 28) 今正秀「王朝国家宮廷社会の編成原理」(『歴史学研究』665号、1994年)
- 29) 『中右記』嘉保元年4月14日条(大日本古記録所収)。
- 30) 棚橋光男『大系日本の歴史』4巻、王朝の社会(小学館、1992年)、註(16)中原前掲書
- 31) 「江談抄 中外抄 富家語」(『新日本古典文学大系』第32巻、岩波書店、1997年)
- 32) 『中右記』天仁元年正月24日条(増補史料大成所収)、また藤原宗忠は、藤原長実の薨卒伝の中で、「諸大夫昇中納言、多是有才智任大弁也、未曾有無才之人昇納言」(『中右記』長承2年8月19日条と記し、本来の家格を越えたことを批判している。
- 33) 『吉記』養和元年6月5日条(増補史料大成)